

## 第410回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和5年1月25日（水）午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 16人

1 番 江口勘四郎委員

2 番 長沼健司委員

3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員

5 番 山口久志委員

6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員

8 番 松田陽一委員

9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員

11 番 鈴木萬四郎委員

12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員

14 番 原田広幸委員

15 番 木村辰也委員

16 番 花谷和男委員

出席推進委員 なし

傍 聴 なし

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第469回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程5 議 第3号 第470回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程6 報告第1号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程8 報告第3号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

議長（会長） 定刻になりましたので、1月17日に告示になりました、第410回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和5年1月17日、上山市農業委員会告示第1号により、令和5年1月25日、第410回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和5年1月18日付け農委第156号をもって、第410回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配付について、第410回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。以上で報告終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、2番、長沼健司委員、9番、木村正委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1及び2は関連がありますので、一括して説明いたします。譲渡人は上生居在住の〇〇氏、農業及び〇〇氏、農業、譲受人は上生居在住の〇〇氏、農業であります。上生居地内の畑2筆についてそれぞれ交換するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。9番、木村正委員。

木村(正)委員 今回の件につきまして、私のほうから説明させていただきます。借受人の〇〇氏の土地については現在農地中間管理機構を通して他に貸している訳ですが、今年度から新規就農でワイン用ぶどうを作りたいという人に貸す形となっております。その中に以前より交換していた〇〇氏と〇〇氏の土地があり、貸すにあたり名義を〇〇氏のものにしてから貸すという形になり、今回この手

続きをすることになります。宜しくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1及び2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、第469回農用地利用集積計画の所有権移転について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、第469回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。4件の申請がございました。整理番号1及び2は関連がありますので、一括して説明いたします。譲受人は泉川在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は泉川在住の〇〇氏及び河崎三丁目在住の〇〇氏であります。泉川及び蔵王地内の畑4筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1及び2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号3について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。譲受人は藤吾に事務所を有する有限会社〇〇、認定農業者、譲渡人は山形市在住の〇〇氏であります。菖蒲及び小笹地内の田3筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

木村(辰)委員 面積に対して対価があまりにも安いのではないかと。

事務局 ただいまご指摘ありました対価の値について説明します。こちらの田3筆については以前から有限会社〇〇が賃貸借で借りて耕作をしてきた土地になります。これまで借りてきた中で、耕作しやすいよう有限会社〇〇の方で大分お金をかけて農地を整備してきたという経緯があるそうです。今回の売買代金についてはその分も勘案

して低くなったと聞いております。

木村（辰）委員 今後の農地の売買には影響しないのか。

事務局長 今説明したような理由がありますのでケースバイケースになると思われます。

議長 他に質疑ございますか。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号４について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号４について説明いたします。譲受人は高松在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は関根在住の〇〇氏であります。関根地内の畑１筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程５、議第３号、第４７０回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたしますが、整理番号１について、渡邊委員が関係者となっておりますので、農業委員会に関する法律第３１条第１項の規定により、渡邊委員の退席を求めます。

（渡邊委員 退席）

議長 それでは、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第３号、第４７０回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の３ページをお開きください。２件の申請がございました。整理番号１について説明いたします。借り人は原口在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は皆沢在住の〇〇氏であります。皆沢及び牧野地内の田４筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１については、原案のとおり許

可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、渡邊委員の着席を許可します。

(渡邊委員 着席)

議長 次に整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。借り人は阿弥陀地に事務所を有する株式会社〇〇、認定農業者、貸し人は小穴在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑1筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の4ページをお開きください。7件の届出がございました。整理番号1から3は関連がありますので、一括して説明いたします。貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏、高松在住の〇〇氏及び阿弥陀地在住の〇〇氏、借り人は阿弥陀地在住の〇〇氏であります。阿弥陀地及び高松地内の田6筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号4及び5は関連がありますので、事務局長より一括して報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号4及び5について説明いたします。山形農業協同組合を通した転貸を行っていたもので、貸し人は山形市在住の〇〇氏、借り人は小穴在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号6について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について説明いたします。貸し人は河崎三丁目在住の〇〇氏、借り人は泉川在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました第469回農用地利用集積計画の所有権の移転に伴い、蔵王地内の畑3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号7について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号7について説明いたします。貸し人は山形市在住の〇〇氏、借り人は藤吾に事務所を有する有限会社〇〇であります。先ほど議決いただきました第469回農用地利用集積計画の所有権の移転に伴い、菖蒲及び小笹地内の田3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程7、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の6ページをお開きください。8件の届出がございました。いずれも相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号1については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第3号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の7ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。申請人は楢下在住の〇〇氏であります。楢下地内の畑2筆について申請があったものです。昭和50年から隣接する〇〇の墓地として造成し、現在まで使用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号２について説明いたします。申請人は埼玉県越谷市在住の〇〇氏であります。四ツ谷二丁目地内の畑１筆について申請があったものです。昭和４４年に居宅及び建設会社事務所を建設後、平成３１年にそれらを取り壊し現在に至るもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後１時５５分)

議事録署名委員

議事録署名委員